

2024年（令和6年）

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会

**SAGA2024伊万里市実行委員会
第1回常任委員会**

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時:令和3年1月18日(月)午後6時30分～

場所:伊万里市民センター 文化ギャラリー

目 次

○報告事項

- (1) 第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会開催
準備経過概要について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 第78回国民スポーツ大会等の開催に向けたスケジュールについて・・・・・・ 3

○議 事

【第1号議案】

- SAGA2024伊万里市開催推進総合計画（案）について・・・・・・・・ 4

【第2号議案】

- SAGA2024伊万里市実行委員会専門委員会規程（案）について・・・・・・ 8

参考資料

- SAGA2024伊万里市実行委員会会則・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- SAGA2024伊万里市開催基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- SAGA2024伊万里市実行委員会常任委員会への委任事項・・・・・・・・ 15

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1) 第78回国民スポーツ大会第23回全国障害者スポーツ大会開催準備
経過概要について
- (2) 第78回国民スポーツ大会等の開催に向けたスケジュールについて

4 議 事

【第1号議案】SAGA2024伊万里市開催推進総合計画（案）について

【第2号議案】SAGA2024伊万里市実行委員会専門委員会規程（案）について

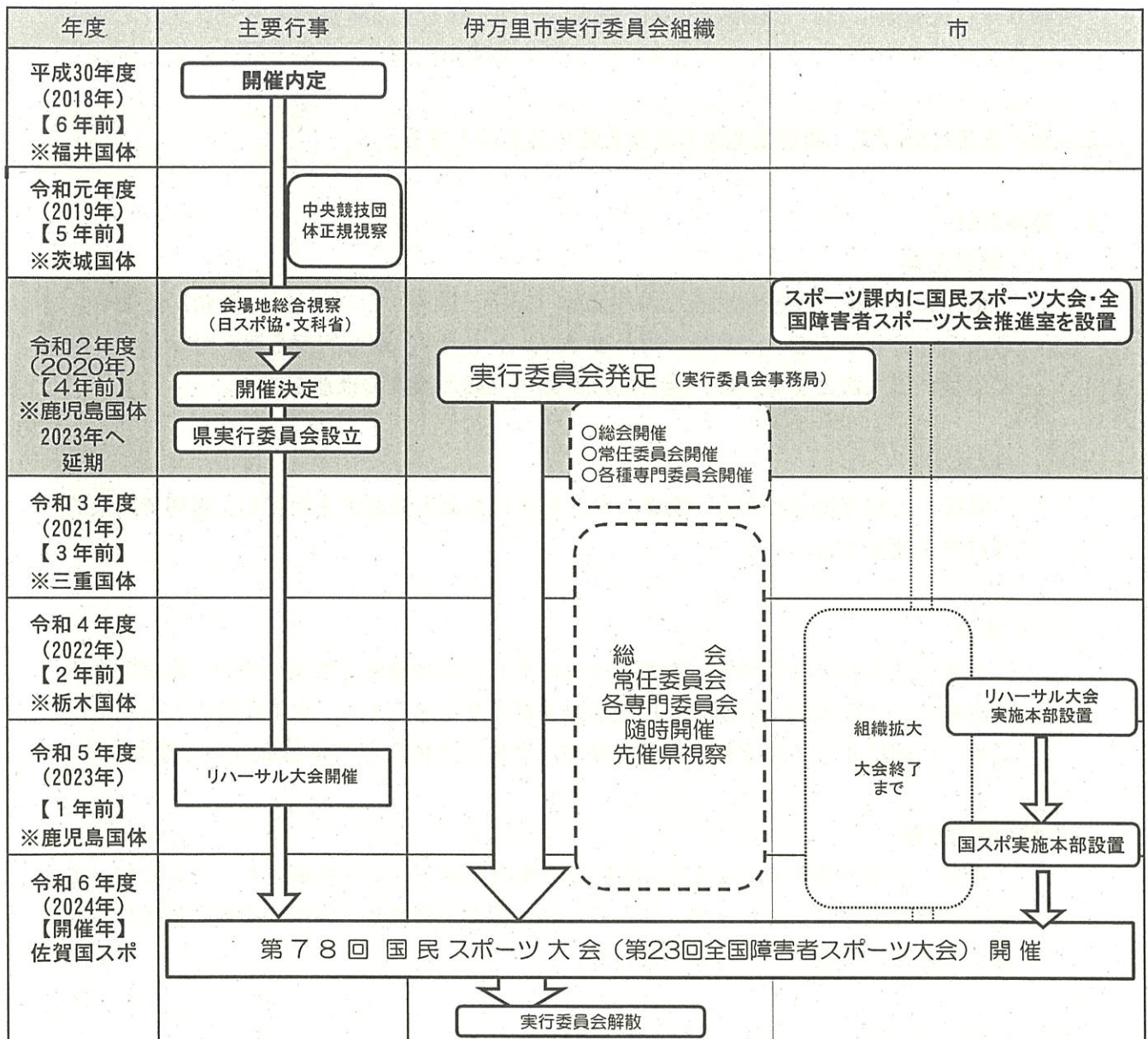
5 その他

3. 報告事項

(1) 第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会開催準備経過概要について

年 度	内 容
平成 25 年度	(公財)佐賀県体育協会が「平成 35 年国体佐賀県招致要望書」を、(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会が「平成 35 年全障スポ佐賀県招致要望書」を佐賀県知事、佐賀県教育委員会、佐賀県議会議長に提出
	佐賀県議会で佐賀県知事が「平成 35 年国体及び全障スポの佐賀県招致」を表明
	佐賀県議会在が「平成 35 年国体及び全障スポの佐賀県招致」を決議
	佐賀県教育委員会が「平成 35 年国体及び全障スポの佐賀県招致」を議決
平成 26 年度	佐賀県知事・佐賀県教育委員会・(公財)佐賀県体育協会会長の連名で、文部科学大臣、(公財)日本体育協会会長、及び日本障がい者スポーツ協会会長に、「平成 35 年国体及び全障スポの開催提案書」を提出
	(公財)日本体育協会第2回理事会において、平成 35 年佐賀県での国体開催を了承(内々定)
	平成 35 年国体・全障スポ佐賀県準備委員会の設立
平成 27 年度	佐賀県準備委員会において、開催準備総合計画及び会場地市町選定基本方針等の決定
平成 29 年度	競技会場地の第2次内定 【ホッケー競技】(成年男子・女子、少年男子・女子) 【軟式野球競技】(成年男子)
	競技会場地の第4次内定 【水泳競技(オープンウォータースイミング)】(男子・女子) 【バレーボール競技(ビーチバレーボール)】(少年男子・女子)
平成 30 年度	(公財)日本スポーツ協会第35回理事会において、第78回国民スポーツ大会(本大会)の開催地が佐賀県に内定
	中央競技団体正規視察(ホッケー競技)
	佐賀県準備委員会において、国スポ・全障スポ会期案の決定
平成 31 年度 (令和元年度)	競技会場地の第5次内定 【フライングディスク】
	第74回茨城国体視察調査
	中央競技団体正規視察(軟式野球、オープンウォータースイミング、ビーチバレーボール)
令和 2 年度	市体育保健課から市スポーツ課へ改称 スポーツ課内に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進室設置
	SAGA2023伊万里市実行委員会設立総会・第1回総会開催
	(公財)日本スポーツ協会理事会において、令和5年に鹿児島県大会、令和6年に佐賀県大会と開催が決定(1年延期が正式決定)
	SAGA2023伊万里市実行委員会第2回総会を書面にて開催。名称をSAGA2023伊万里市実行委員会からSAGA2024伊万里市実行委員会へ改称

(2) 第78回国民スポーツ大会等の開催に向けたスケジュールについて



SAGA2024伊万里市開催推進総合計画（案）

1 趣旨

令和6年に佐賀県において開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会“SAGA2024”（以下「SAGA2024」という。）の成功に向け、市民と行政が支えあい、本市の魅力あふれる大会を目指すとともに、市民のスポーツに対する関心を高める契機となる大会の実現に向けて、開催推進総合計画を定めるものとする。

2 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、SAGA2024を一過性のスポーツイベントとせず、創造的で心豊かなひとづくりにつながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進をする。

（2）財務

県等との相互協力のもと、簡素の中にも実りある大会運営を目指し、適切で効果的な財務を運営する。

（3）広報

SAGA2024の開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、本市を訪れる方々をはじめ、全国に本市の恵まれた自然や歴史、産業、文化などの多彩な魅力を発信する。

（4）市民協働

市民・企業・団体・行政などの多様な主体の知恵と工夫を集結させ、一丸となって大会を盛り上げていくことで、SAGA2024の経験を、時代に柔軟に適応しみんなを支え育てるまちづくりにつなげる。

（5）観光・接待

選手・監督をはじめ、全国から本市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、歴史、文化、自然など本市の多彩な魅力を紹介し、再度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営に努めるとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

(7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本とし、創意工夫をこらした温かみのある本市の特色を生かした式典とする。

(8) 施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、SAGA2024開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設その他関係機関との連携により、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、多くの方を受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

SAGA2024にかかわる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と連携しながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

3. 年次計画

SAGA2024伊万里市開催推進総合年次計画は、別表のとおりとする。

SAGA2024 伊万里市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】

年度	令和元年度 (5年前)	令和2年度 (4年前)	令和3年度 (3年前)	令和4年度 (2年前)	令和5年度 (1年前)	令和6年度 (開催年)
主要行事	中央競技団体正規視察	国スポ・全障スポ推進室設置(事務局) 実行委員会設立 大会開催決定(延期)			リハーサル大会開催	第78回国民スポーツ大会開催 第23回全国障害者スポーツ大会開催
準備組織		実行委員会設立総会 実行委員会総会開催 常任委員会開催 総務・企画専門委員会設置・開催 競技・式典専門委員会設置・開催 宿泊・衛生専門委員会設置・開催 輸送・交通専門委員会設置・開催	実行委員会総会開催 総務・企画専門委員会開催 競技・式典専門委員会開催 宿泊・衛生専門委員会開催 輸送・交通専門委員会開催 市内推進会議設置・開催	実施本部設置・開催 リハ大会実施本部運営マニュアル作成	大会実施本部運営マニュアル作成	実行委員会 総会開催(解散)
財務企画	県との連絡調整	開催推進総合計画策定・進管理 大会経費調査検討	開催推進総合計画進管理 企業協賛取扱要項作成 リハ大会経費検討	企業協賛の推進 リハ大会予算編成 鑑別用品整備要項作成 遺失物・拾得物取扱要項作成 保険加入要項作成	リハ大会予算執行・決算 大会経費予算編成 リハ大会鑑別用品整備 リハ大会での遺失物・拾得物取扱実施 リハ大会保険加入	大会予算執行・決算 大会鑑別用品整備 大会での遺失物・拾得物取扱実施 大会保険加入
広報		広報基本計画策定 広報啓発活動の推進 国スポ・全障スポHP作成・開設	実行委員会ホームページ開設	大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成 大会報告書
市民運動		市民運動基本計画策定	市民運動の推進 ボランティア募集等の検討	ボランティア要項作成 ボランティア募集・研修会開催 リハ大会ボランティア業務計画作成	大会ボランティア業務計画作成 リハ大会ボランティア配置	大会ボランティア配置
観光・接伴			観光・接伴基本計画策定	歓迎装飾・接伴実施要項作成 案内所・休憩所設置運営要項作成 売店設置運営要項作成	歓迎装飾・ガイドブック作成等の検討 リハ大会案内所、リハ大会休憩所等設置 リハ大会売店設置	歓迎装飾・ガイドブック作成等の実施 大会案内所、大会休憩所等設置 大会売店設置

第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会開催

SAGA2024 伊万里市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】

年度	令和元年度 (5年前)	令和2年度 (4年前)	令和3年度(3年前)	令和4年度 (2年前)	令和5年度 (1年前)	令和6年度 (開催年)
競 技	競技用具整備計画検討・作成	競技運営基本計画策定	競技別実施要項検討	競技別実施要項作成 競技用具整備の推進	競技別プログラム作成・配布	第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会開催
		競技役員等編成案の検討・作成	競技別役員等編成決定	競技役員等編成決定	競技役員等の編成・委嘱	
		リハ大会実施検討	リハ大会開催基本計画策定	競技別リハ大会実施要項策定 情報通信基本計画策定	競技別リハ大会プログラム作成・配布 情報通信業務実施要項作成	
式 典		式典基本計画策定		炬火イベント検討	式典実施要項作成 炬火イベント実施計画・要項作成	各競技会 開会式・表彰式の実施 炬火イベント実施
施 設		施設整備基本計画策定	施設整備基本計画策定			
宿 泊		配宿基本計画策定		リハ大会宿泊実施要項作成	大会宿泊実施要項作成	宿泊本部設置
		第一次仮配宿		リハ大会弁当調達要項作成	大会弁当調達要項作成 リハ大会弁当調達実施	大会弁当調達実施
			第二次仮配宿	第三次仮配宿	第三次仮配宿	宿泊本部設置
医 事 ・ 衛 生		医療・衛生基本計画策定	医療救護要項作成	医療救護実施マニュアル作成 リハ大会救護所設置計画作成	救護所設置計画作成 リハ大会救護所設置	救護本部・救護所設置
			防疫対策要項作成	防疫対策実施マニュアル作成	防疫対策の推進	
			食品衛生対策要項作成	食品衛生対策実施マニュアル作成	食品衛生対策の推進	
			環境衛生対策要項作成	環境衛生対策実施マニュアル作成	環境衛生対策の推進	
輸 送 ・ 交 通		輸送・交通基本計画策定		輸送・交通業務実施要項作成	輸送計画作成	輸送本部設置
			駐車場等調査・確保	リハ大会輸送計画作成	リハ大会計画輸送実施 車両誘導計画作成	
消 防 ・ 警 備		消防防災・警備基本計画策定		消防防災・警備実施要項作成 リハ大会消防警備計画作成	消防防災・警備計画作成 リハ大会消防警備本部設置	消防警備本部設置

SAGA2024伊万里市実行委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、SAGA2024伊万里市実行委員会会則（令和2年8月6日決定）第13条第4項の規定に基づき、SAGA2024伊万里市実行委員会専門委員会（以下、「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び付託事項）

第2条 専門委員会の名称及びSAGA2024伊万里市実行委員会常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

（役員を選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024伊万里市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたきは、あらかじめ委員長が指定した順位により、職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、該当委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会

について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表 (第2条関係)

名 称	付 託 事 項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎、接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

SAGA2024伊万里市実行委員会会則

令和2年(2020年)8月6日
実行委員会設立総会決定
令和2年(2020年)10月30日
第2回総会一部改正

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024伊万里市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会及び第23回全国障害者スポーツ大会において、伊万里市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚及び地域の振興に関すること。
- (7) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 伊万里市を代表する者
- (2) 伊万里市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、伊万里市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合においては、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕のない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議しその結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議しその結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(会長の専決)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承

認を得なければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、伊万里市に帰属するものとする。

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和2年8月6日から施行する。

この会則は、令和2年10月30日から施行する。

SAGA2024伊万里市開催基本方針

令和2年(2020年)8月6日
第1回総会決定
令和2年(2020年)10月30日
第2回一部改正

1 基本方針

伊万里市において開催される第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会は、国民体育大会から国民スポーツ大会へ名称が変更になる記念すべき大会であり、市民と行政が互いに支えあい、関わるすべての人々の記憶に残る、伊万里の魅力あふれる大会として開催します。

また、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会を契機に、市民のスポーツに対する関心を高め、気軽にスポーツに親しむことができる環境をつくることで、地域の活力を育み、本市が目指す「人がいきいきと活躍する 幸せ実感のまち 伊万里」の実現を目指します。

2 実施目標

(1) 市民協働を図る大会

“する”、“育てる”、“観る”、“支える”といったそれぞれのスタイルで誰もがスポーツを楽しむ文化の拡大を図り、市民・企業・団体・行政など多様な主体の知恵と工夫を集結させ、大会成功に向けて万全を期するとともに、市民が喜びと感動を分かち合い、記憶にも心にも残る大会を目指します。

(2) 簡素・効率化を推進する大会

開催にあたって、近年の経済状態や国民スポーツ大会改革の趣旨等を踏まえ、市内の既存施設の有効活用、開催経費の削減に努め、知恵や創意工夫を凝らした、簡素・効率化を推進する大会を目指します。

(3) 地域スポーツと活力あるまちづくりを推進する大会

大会開催を契機に、市民のスポーツに対する関心を高め、スポーツ参画人口の拡大と各種目の競技力向上を図るとともに、地域スポーツへの参加を推進することで、年齢や体力に応じたスポーツに親しみ、地域の活力を育む環境づくりに努めます。

(4) 伊万里の魅力を全国に発信する大会

全国から伊万里を訪れる方々を温かく迎え、心のこもったおもてなしをするとともに、伊万里の恵まれた自然や歴史・産業・文化など、本市の誇れる多彩な魅力を余すことなく全国に発信できる大会を目指します。

SAGA2024伊万里市実行委員会常任委員会への委任事項

令和2年(2020年)8月6日
第1回総会決定
令和2年(2020年)10月30日
第2回総会一部改正

SAGA2024伊万里市実行委員会会則第11条第4項第5号に基づく総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 競技会の開催に係る総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

—MEMO—

SAGA2024伊万里市実行委員会事務局

(伊万里市教育委員会 スポーツ課 国民スポーツ大会・
全国障害者スポーツ大会推進室内)

〒848-8501 伊万里市立花町1355-1

TEL0955-23-3187

FAX0955-23-2615

E-mail: sports@city.imari.lg.jp

SAGA 2024 国スポ
全障スポ
The power of sports for everyone.

SAGA2024 伊万里市実行委員会